

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(口述書)

議案第16号「大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、1の改正理由についてであります。令和6年度の人事院勧告に準拠し、大津市公営企業管理者の期末手当の支給月数の引き上げを行うにあたり、当該条例の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。今回は期末手当の改正であります。大津市公営企業管理者の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和6年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.10月引き上げ1.75月とし、令和7年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.075月分引き上げ、それぞれの支給月数を1.725月とするものであります。

次に、3の影響額についてであります。記載のとおり、9万5千円余りの増額となるものであります。

3ページをご覧ください。

こちらは、「大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の改正部分の新旧対照表でございます。上段が令和6年12月1日適用分で、下段が令和7年4月1日適用分となっております。

以上説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。